

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 自治体システムの標準化に伴い、固定資産に関する証明等に係る手数料について規定の整備を行うとともに、新たに公図の閲覧手数料を定めるため、条例の一部を改正するものである。

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

国立市手数料徴収条例（平成 12 年 3 月国立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表税務事務の項を次のように改める。

税 務 事 務	市税証明書交付手数料	1 枚	300 円 （多機能端末 機による場合 にあつては 200 円、郵 送による場合 にあつては 400 円）	
------------	------------	-----	--	--

固定資産課税台帳に関する閲覧・証明書交付手数料	1 枚	3 0 0 円 (郵送による場合にあっては、4 0 0 円)	名 寄 帳 に つ い て は 、 1 名 義 を 1 枚 とする。
住宅用家屋証明書申請手数料	1 枚	1 , 3 0 0 円	
公図の閲覧手数料	1 枚	3 0 0 円 (郵送による場合にあっては、4 0 0 円)	

付 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 6 日から施行する。